

「こうのとりのゆりかご」第5期検証報告書（概要版）

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市西区にある医療法人聖粒会慈恵病院（以下、「慈恵病院」という。）が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたもので、本年度で14年目を迎えている。

この報告書は、検証期間平成29年4月1日から令和2年3月31日まで（以下、第5期という。）の3年間における運用・預け入れ状況の分析と評価、並びにゆりかごが設置されてから令和2年3月31日までの期間における、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった子どもの養育の現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理したものである。

※本報告書においては、自宅での出産について、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかご設置の経緯

ゆりかごは、慈恵病院が、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいという思いから、親が育てられない子どもを預かる施設として計画したものである。

国等において、ゆりかごへの預け入れ行為が保護責任者遺棄罪等に該当しないかどうかの検討がなされたが、「直ちに違法とは言えない」との判断から、病院開設許可事項変更許可の留意事項として、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の遵守を条件として熊本市が設置を認めたものである。

2 ゆりかごの仕組み

ゆりかごの施設は、平成23年1月に新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

子どもが預け入れられた場合、慈恵病院では、子どもを保護し医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下、「熊本南署」という。）、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談に繋いでいる。

預け入れられた子どもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなる。なお、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

3 ゆりかごのモデルとなった現在のドイツの状況

慈恵病院がゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツでは、2014 年に「内密出産制度」が導入され、妊娠を他者に知られたくない妊婦、様々な理由から苦境に立たされている妊婦に対する支援を拡大した。同制度は、2000 年より民間支援団体が開始したベビー・ボックスや匿名出産を含む匿名による子どもの委託が全国的に広がったことを受けての動きである。匿名での子どもの委託については、違法性、子どもが出自を知る権利の侵害、母子に対する医療的支援の不足などが問題視されていたが、これらの課題を解消した上で「妊娠を他者に知られたくない女性」を対象とする、より良い施策が求められていたことから導入されたものである。この動きと合わせて、危機的状況にある妊婦に対して支給される妊娠の継続を目的とした支援金制度や、乳幼児を育てる両親を対象とした早期支援制度なども整備されている。

出典：厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書」

4 ゆりかごをめぐる主な動き

法改正の動き

平成28年度に改正された児童福祉法において、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが位置付けられた。

児童福祉法の改正で明確化された家庭養育優先の理念を具体化するため、新たな社会的養育の在り方に関する検討会により「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）がとりまとめられ、親が育てられない子どもの養育の永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進、代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組が示された。

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

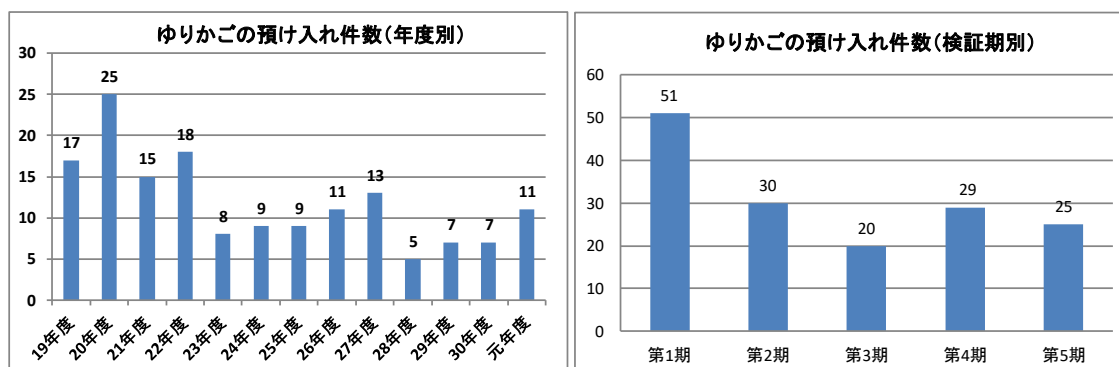
1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

ゆりかごの預け入れ状況

第5期の3年間に、合計 25 人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成 29 年度 7 人、平成 30 年度 7 人、令和元年度 11 人であった。

性別は、25 件中、男児が 14 件（56.0%）、女児が 11 件（44.0%）であった。

年齢区分は、新生児 21 件（84.0%）、乳児 4 件（16.0%）、幼児 0 件（0%）であった。このうち、生後 7 日未満の早期新生児は 18 件（72.0%）で、出産から預け入れまでの期間が 1 日以内という事例が 9 件見られた。



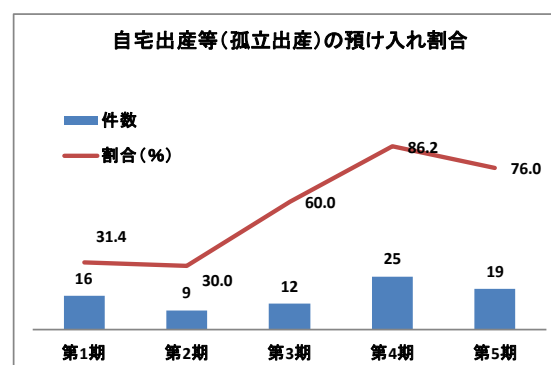
2 第5期における預け入れ状況の特徴

預け入れ件数

月平均預け入れ件数は、第1期は 1.76 件、第2期は 1.25 件、第3期は 0.67 件、第4期は 0.81 件、第5期は 0.69 件で推移している。

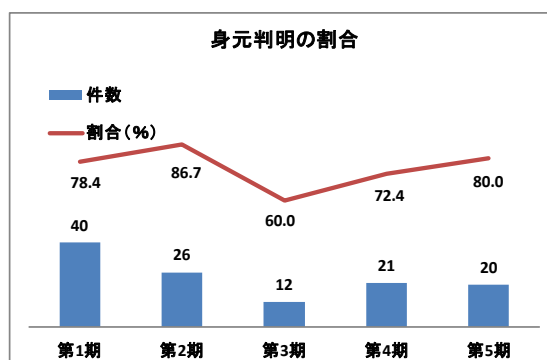
自宅出産等（孤立出産）の割合

自宅出産等（孤立出産）の割合は、第1期 16 件（31.4%）、第2期 9 件（30.0%）、第3期 12 件（60.0%）、第4期 25 件（86.2%）と推移し、第5期では 19 件（76.0%）と近年は高い割合を占めている。



身元の判明

預け入れ状況の年度公表時点で身元判明した割合は、第1期 40 件（78.4%）、第2期 26 件（86.7%）、第3期 12 件（60.0%）、第4期 21 件（72.4%）と推移し、第5期では 20 件（80.0%）と推移している。

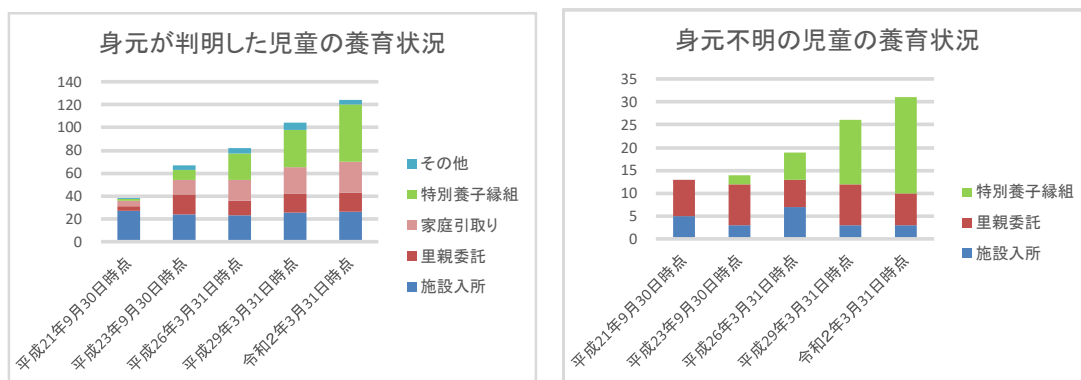


3 預け入れられた子どものその後の養育状況

全 155 件のうち、令和 2 年 3 月 31 日時点で身元が判明した事例は 124 件で、判明した割合は 80.0%、身元が不明の事例は 31 件で割合は 20.0%となっている。

身元の判明・不明にかかわらず、預け入れられた子どもの養育状況は、預け入れ後

の時間の経過とともに、乳児院・児童養護施設への養育委託から、里親への養育委託、特別養子縁組の成立の割合が高くなっており、より家庭的養育へと移行している。

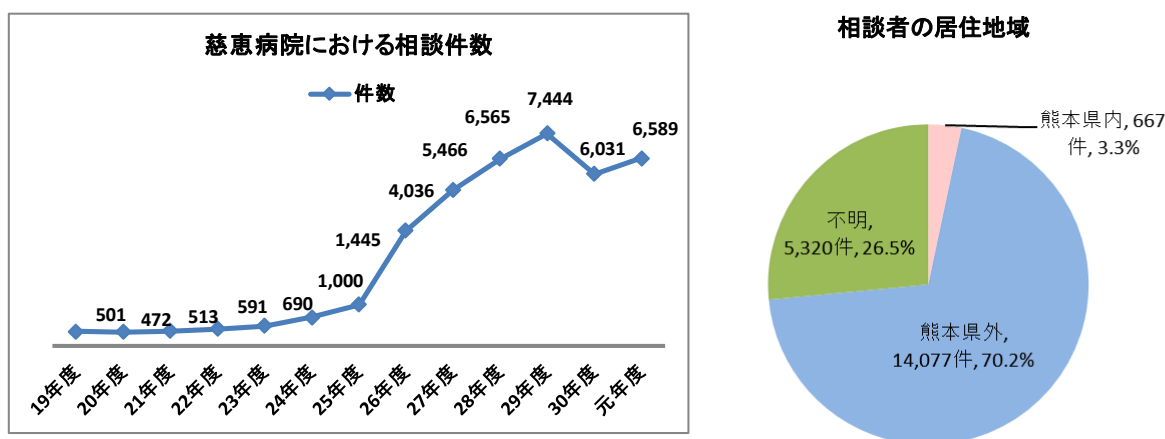


第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

慈恵病院における相談状況

慈恵病院では思いがけない妊娠等に悩む者を対象とした 24 時間 365 日の無料電話相談窓口を設けているが、近年相談数の増加が増加し、平成 29 年度は 7,444 件と過去最多となった。

平成 29 年度から令和元年度までの相談者の居住地域は、県内は 667 件 (3.3%) であるが、県外は 14,077 件 (70.2%) となっている。



熊本県・熊本市における相談状況

平成 29 年度から令和元年度までの相談件数は、熊本県 252 件 (新規 208 件、継続 44 件)、熊本市 1,794 件 (新規 718 件、継続 1,076 件) となっている。

熊本県では、新規相談は熊本市内を除く熊本県内から 81 件 (38.9%)、熊本市内からの相談が 69 件 (33.2%)、熊本県外から 34 件 (16.3%) となっている。

熊本市では、新規相談は熊本市内からの相談が 495 件 (68.9%) と最も多く、次いで熊本市内を除く熊本県内から 86 件 (12.0%)、熊本県外から 32 件 (4.5%) となっている。

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

✚ 公的相談機関のあり方及び妊娠・出産期からの支援体制

預け入れ事例について、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数見られた。これらの事例は、相談者に関わっていた公的相談機関の提案や対応を受け入れられない、もしくは妊娠そのものを知られたくないという状況において、地域のその他の支援機関にも結び付かないまま、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐために、地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の充実や周知啓発、本人が置かれた状況を総合的に把握し具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。

また、医療機関などの母子に関わる機関は、相談者の背景や養育に対する思い等を丁寧に聞き取りながらも、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置くべきである。母子に関わる機関に対しては、母子の安全な妊娠・出産を確保するために、要支援児童等と思われる事例の把握と、相談者の居住地の市町村に対する情報提供等を行うことの重要性について、より一層の周知を図る必要がある。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

この13年間の利用状況から、自宅出産等（孤立出産）、生まれた子どもの存在を周囲に隠した状況での就労・日常の活動、長距離移動を経た預け入れ、という一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。預け入れ以前のこのような過程はゆりかご設置当初は想定されていなかった利用状況である。ゆりかごが母子の生命を脅かしかねないものとして存在している可能性もある。

✚ ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性

ゆりかごは、子どもをゆりかごの扉の中に預け入れることで安全であるとされているため保護責任者遺棄罪には当たらないとされてきたが、預け方次第では子どもの安全は担保できないということを社会に認識してもらう必要がある。また、このような危険な預け入れが起きないように、具体的な再発防止策を図る必要がある。

✚ 実母へのケアができないことによる危険性

預け入れ者に接触できないことは、実母の産後の身体面の安全性が担保できないことであり、預け入れに至った根本的な問題を解決する機会が失われることでもある。同じような望まない妊娠・出産を繰り返さないためにも、実母へのケアは必要であり、預け入れ者との接触の重要性について今一度考える必要がある。

✚ 医学的課題

これまでに、預け入れ時に子どもが医療を要した事例は34件（21.9%）であった。このうち、生後1週間以内の早期新生児は21件、車中を含む自宅出産等（孤

立出産)は25件であった。なお、第5期で低体温などの理由により医療を要した事例は全てが生後1週間以内の早期新生児で、かつ自宅出産の事例であった。自宅出産した子どもをゆりかごに連れてくることにより、低体温などの医療を要する状態が生じていることが推察される。

医療を要した子どもの健康上の予後については、先天性の疾患等の事例を除き、預け入れ時の状況が影響した事例は確認されていない。しかし、今後の子どもの成長の過程で影響が明らかになることも考えられることから、引き続きゆりかごに預け入れられた子どものその後の状況については、確認を行っていく必要がある。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院の対応

預け入れ者との面接・身元判明

身元が判らないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育や医療に必要な情報が全くないということである。

このため、慈恵病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れ者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討が必要である。

(2) 特異な預け入れ事例等

障がいのある子どもの預け入れ事例

これまでに、障がいのある子どもが17件預け入れられた。障がいが預け入れの理由となった事例もあり、障がいの受け入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられ、障がい告知後の医療機関の関わりや説明の在り方に関する課題である。

また、預け入れにより、預け入れ前の健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、新たに行う診断・治療において、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険性を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題がある。また、子どもの障がいのため、子どもの養育先の決定に時間を有した事例もあった。預けられた子どもの身元を特定し、医学的な様々な情報を繋ぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れ者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられた子どもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

児童相談所での保護・援助について

全国の児童相談所の理解と協力により、子どもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には匿名性について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助に繋がりにくい事例もある。

家庭引取りにおける措置解除の判断について

ゆりかごに預け入れられた事例は、預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助、措置解除の判断は、虐待事例としての対応が求められる。

このため、家庭引取りに向けて児童相談所等による丁寧な支援を行うとともに、入所措置の解除の際には、家庭での養育の可否について極めて慎重な判断が必要である。

5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援の在り方について市区町村要保護児童対策地域協議会の支援対象に加えること等を検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様の検討が必要である。

6 出自が不明であることの課題について

子どもの出自を知る権利について

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」においても、子どもの出自を知る権利は、第7条第1項において、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。

また、里親委託などの社会的養育にある子どもにとって、自己の生い立ちや、養育者が実の親でなく別に実親がいることを知ることは、子どもの自己形成において不可欠である。このため、実親に関する情報は、非常に重要な役割を持つといえる。

児童の実父母等のプライバシー等への配慮も必要となるが、養子となった児童の出自を知る権利を保障するためには、児童が知りたい情報が残されているということが前提であり重要である。

したがって、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、子どもの出自を知る権利を損なうことにも繋がりがねず、ゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

父母について

身元が判明していない場合、実父母がゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える人々に対する様々な支援や援助について検討することができない。また、預け入れを行った実父母自身に、ゆりかごへ預け入れたことについての精神的禍根を残し、あるいは、子の成長への悩みが生じ得ることからすれば、それらに対する支援や治療を要する可能性がある。

7 国外からの預け入れにおける課題

国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

8 ゆりかごが誤解されている側面

匿名性について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合には、預け入れ者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも慈恵病院に対し、預け入れ者との接触に努めていただくようお願いしてきたところである。

しかしながら、預け入れ者の中には、匿名について、身分を一切明かす必要がないと考え、預け入れにきた事例もあり、むしろ匿名性があるが故に預け入れに至った事例も少なくないのではないかと。これまでの運用で誤解されている点であり、このことにより、子どもの権利の根本である「子どもが権利の主体」であることが置き去りになっている。

第5章 ゆりかごへの評価

I 個別評価

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

・ゆりかごへの預け入れにかかる危険性について

自宅出産等（孤立出産）や生後間もない子どもが長距離移動をする預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がい児や治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も複数発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体的安全性が確保されていると評価することは難しい。

・ゆりかごの扉の中に子どもを入れない場合の危険性について

ゆりかごに関連した行為であれば犯罪にならないという認識が社会に広まることに対し、強い懸念がある。預け入れの仕方によっては、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態となることを社会に警告する必要がある。

ゆりかごの利用の仕方については、預け入れ者側よりも、預けられる子どもの側に立った視点が一番に優先されるべきである。

出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が判らない事態は避けなければならない

らない。

「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れへの不安や葛藤がなく、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける端緒となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から、最後まで匿名を貫くことは容認できない。また、匿名であることにより、親の心身のケアや、預け入れに至った課題解決のための支援に繋がらないという問題もある。

2 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

3 公的機関の対応面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

第6章 今後の対応策

— 各機関への要望 —

1 慈恵病院に対する要望

相談業務の充実

ゆりかごの運営と一体となっている相談業務をさらに充実していただきたい。

慈恵病院が受けた相談者への対応について、相談者の居住地の行政の窓口や医療機関と連携を取り、フィードバックを行い相談者への支援へ繋げてほしい。

預け入れに来た者との接触の努力

預け入れ者と積極的な接触は行わないと公言しているが、当専門部会の要望を真摯に受け止め、匿名にしたいという預け入れ者の気持ちに寄り添いつつも積極的な接触に努め、可能な限り相談に繋ぎ、子どもの権利を守るため身元判明に繋がるあらゆる努力を行っていただきたい。

危険な預け入れの防止について

ゆりかごの扉の外に子どもを置く事例のような、危険な預け入れが起こらないように防止策を図っていただきたい。

2 熊本市に対する要望

子どもの出自を知る権利の保障

身元不明の子どもの出自を知る権利を保障するため、身元判明のために引き続き調査を徹底していただきたい。

慈恵病院への身元判明に向けた行動の要請

慈恵病院に対し、引き続き、許可時の留意事項を遵守するとともに、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れ者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。

里親の推進及び支援

里親委託をさらに推進するとともに、特別養子縁組成立後の親子への支援に関する施策について検討していただきたい。

ゆりかごから見える諸課題等の周知等

第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。

特に、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行うことや、予期せぬ妊娠で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口の整備について、国に対し継続的に要望していただきたい。

3 国に対する要望

相談窓口・支援制度の充実・周知

事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることから、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。

障がいのある子どもの子育てに対する支援の拡充

障がいのある子どもの預け入れがあることを踏まえ、障がいのある子どもの子育てに対する援助の拡充を図っていただきたい。

法制度の検討

ゆりかごへの預け入れが続いている現状に鑑みて、わが国でも内密出産制度を早急に検討していただきたい。

子どもの出自を知る権利の保障についての法整備を検討していただきたい。

国外事例への対応における更なる協力

国外からの預け入れには国際問題を伴い、一自治体では解決できない課題や問題を抱えることになると予想されることから、国外事例への対応において更なる協力をいただきたい。

4 全国の行政・関係機関に対する要望

相談窓口・支援制度の充実・周知

上記「3 国に対する要望」に同じ。

ゆりかごに預け入れられた子ども・家庭への支援

子どもの養育にあたり、ゆりかごに預け入れられた経緯を十分にふまえ、保護

者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考え対応をしていただきたい。

要支援児童等の支援と、産科及び関係医療機関との連携強化

要支援児童等について、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置き、状況の把握や、安全な妊娠・出産に向けた支援を行っていただきたい。

産科及び関係医療機関においては、障がいのある子どもや治療を要する子どもについて、保護者への告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。

5 マスメディア関係者に対する要望

妊娠等に関する相談窓口等の理解促進の協力

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をお願いしたい。

取材・報道に当たっての配慮

取材に当たっては、後の子どもの育ちに影響を与えかねないということを念頭に置きつつ、くれぐれも個人のプライバシーの保持に万全を期した上での対応をお願いしたい。

ゆりかごの報道では、ゆりかご預け入れ後、順調に成長している子どもの例の報道がなされることがあるが、一方では出自の悩みを長期に抱え、人格形成に影響を被る子どもがいることや、施設で養育され家庭生活を奪われた子どもが存在することにも目を向けていただきたい。子どもに及ぼす長期的影響という視点からの報道を望みたい。

こうしたゆりかごの呼称への配慮

ゆりかごの呼称「赤ちゃんポスト」の表現は子どもを「物」のように扱う印象を与える懸念があることから、呼称への配慮を求めたい。

6 地域社会の人々に対する要望

子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。

資料 こうのとりのゆりかご 預け入れ状況

(単位:件、%)

			第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
項目	細項目		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
預け入れ件数			51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0
発見日時	曜日別	日 曜	8	15.7	4	13.3	3	15.0	8	27.6	8	32.0	31	20.0
		月 曜	4	7.8	4	13.3	3	15.0	5	17.2	3	12.0	19	12.3
		火 曜	7	13.7	2	6.7	1	5.0	1	3.4	2	8.0	13	8.4
		水 曜	7	13.7	5	16.7	3	15.0	3	10.3	3	12.0	21	13.5
		木 曜	10	19.6	4	13.3	0	0.0	5	17.2	4	16.0	23	14.8
		金 曜	8	15.7	1	3.3	5	25.0	1	3.4	3	12.0	18	11.6
	時間帯別	土 曜	7	13.7	10	33.3	5	25.0	6	20.7	2	8.0	30	19.4
		0～6時	8	15.7	6	20.0	3	15.0	3	10.3	3	12.0	23	14.8
		6～12時	6	11.8	2	6.7	3	15.0	3	10.3	7	28.0	21	13.5
		12～18時	17	33.3	12	40.0	9	45.0	7	24.1	7	28.0	52	33.5
18～24時		20	39.2	10	33.3	5	25.0	16	55.2	8	32.0	59	38.1	
性 別		男	28	54.9	12	40.0	10	50.0	16	55.2	14	56.0	80	51.6
		女	23	45.1	18	60.0	10	50.0	13	44.8	11	44.0	75	48.4
年 齢		新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	21	84.0	128	82.6
		※(うち早期新生児 (生後7日未満))	21	41.2	17	56.7	10	50.0	19	65.5	18	72.0	85	54.8
		乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	4	16.0	19	12.3
		幼 児 (生後1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	8	5.2
新生児の体重		1,500g未満 (超低出生体重児)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2	0	0.0	1	0.8
		1,500以上2,500g未満	7	16.3	1	4.8	3	15.8	6	25.0	4	19.0	21	16.4
		2,500g以上	36	83.7	20	95.2	16	84.2	17	70.8	17	81.0	106	82.8
健康状態		健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	20	80.0	121	78.1
		医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	5	20.0	34	21.9
身体的虐待の疑い		虐待の疑いのあった件数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院からの手紙の持ち帰り		手紙の持ち帰りの件数	36	70.6	23	76.7	18	90.0	22	75.9	20	80.0	119	76.8
遺留物	有の件数	置かれていたもの (着衣以外)の件数	37	72.5	16	53.3	10	50.0	12	41.4	24	96.0	99	63.9
	親の手紙	父母等からの 手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	5	25.0	10	34.5	7	28.0	51	32.9
戸 籍		熊本市が戸籍 を作成した件数	14	27.5	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	40	25.8
事後接触	接触の有無	父母等からの事後 接触の有無	13	25.5	6	20.0	1	5.0	7	24.1	11	44.0	38	24.5
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	0	0.0	3	42.9	3	27.3	12	31.6
		2日目～1週間未満	6	46.2	2	33.3	1	100.0	4	57.1	4	36.4	17	44.7
		1週間以上～1月未満	2	15.4	1	16.7	0	0.0	0	0.0	4	36.4	7	18.4
		1月以上	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	5.3

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地 ※第4期より 「国外」を追加	県 内	0	0.0	6	20.0	2	10.0	2	6.9	2	8.0	12	7.7
	九州(熊本県以外)	13	25.5	7	23.3	5	25.0	7	24.1	5	20.0	37	23.9
	四 国	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	中 国	4	7.8	1	3.3	2	10.0	1	3.4	1	4.0	9	5.8
	近 畿	4	7.8	4	13.3	1	5.0	1	3.4	4	16.0	14	9.0
	中 部	7	13.7	1	3.3	0	0.0	3	10.3	5	20.0	16	10.3
	関 東	11	21.6	7	23.3	1	5.0	3	10.3	2	8.0	24	15.5
	東 北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	10.3	0	0.0	3	1.9
	北海道	0	0.0	0	0.0	1	5.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	国 外							1	3.4	0	0.0	1	0.6
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	6	24.0	37	23.9
父母等引取り	父母等が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	0	0.0	4	13.8	1	4.0	16	10.3
母親の年齢	10 代	6	11.8	4	13.3	2	10.0	3	10.3	1	4.0	16	10.3
	20 代	21	41.2	13	43.3	4	20.0	7	24.1	12	48.0	57	36.8
	30 代	10	19.6	8	26.7	3	15.0	9	31.0	6	24.0	36	23.2
	40 代	3	5.9	1	3.3	3	15.0	2	6.9	1	4.0	10	6.5
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	5	20.0	36	23.2
預け入れに来た者 (複数回答)	母 親	38	74.5	22	73.3	12	60.0	21	72.4	19	76.0	112	72.3
	父 親	10	19.6	6	20.0	2	10.0	8	27.6	3	12.0	29	18.7
	祖父母	12	23.5	5	16.7	1	5.0	0	0.0	1	4.0	19	12.3
	その他	12	23.5	5	16.7	3	15.0	7	24.1	5	20.0	32	20.6
	不 明	6	11.8	4	13.3	8	40.0	7	24.1	4	16.0	29	18.7
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	4	16.0	54	34.8
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	1	4.0	7	4.5
	自 宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	19	76.0	77	49.7
	車 中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	4	2.6
	不 明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	1	4.0	13	8.4
母親の婚姻状況 ※第3期より 「死別」を追加	既婚(婚姻中)	10	19.6	12	40.0	3	15.0	9	31.0	8	32.0	42	27.1
	離 婚	13	25.5	3	10.0	3	15.0	4	13.8	3	12.0	26	16.8
	死 別					1	5.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	未 婚	17	33.3	11	36.7	5	25.0	9	31.0	9	36.0	51	32.9
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	35	22.6
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手 段	車(自家用車)	21	41.2	13	43.3	9	45.0	11	37.9	12	48.0	66	42.6
	航空機	7	13.7	3	10.0	2	10.0	2	6.9	1	4.0	15	9.7
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	2	10.0	6	20.7	6	24.0	38	24.5
	その他(上記以外)	0	0.0	0	0.0	2	10.0	1	3.4	0	0.0	3	1.9
	不 明	8	15.7	5	16.7	5	25.0	9	31.0	6	24.0	33	21.3

												(単位:件、%)		
		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計		
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	4	20.0	7	24.1	10	40.0	34	21.9	
	婚姻世帯									7	28.0	7	4.5	
	その他	40	78.4	28	93.3	16	80.0	22	75.9	8	32.0	114	73.5	
きょうだいの状況	あ り	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	13	52.0	69	44.5	
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	7	28.0	40	25.8	
	な し	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	7	28.0	51	32.9	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	35	22.6	
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	5	20.0	27	17.4	
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	0	0.0	7	4.5	
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	9	36.0	40	25.8	
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	4	16.0	24	15.5	
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	2	8.0	20	12.9	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	37	23.9	
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降は複数回答) (預け入れに来た者からの 聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	9	36.0	43	27.7	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	1	4.0	11	7.1	
	未 婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	3	12.0	30	19.4	
	不 倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	3	12.0	20	12.9	
	世間体・戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	1	4.0	26	16.8
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7										
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	1	4.0	23	14.8	
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	4	16.0	14	9.0	
	育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	3	12.0	8	5.2	
	その他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	11	44.0	24	15.5
		強 姦	0	0.0										
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0										
		友人の勧め	1	2.0										
	不 明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	38	24.5	

※項目「ゆりかごに預け入れた理由」の細項目整理

第1期(県検証)で13細項目で公表。その後、下記のとおり、細項目整理及び計上方法の見直しを行い整理した。

第2期(13→9細項目)

・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」⇒「世間体・戸籍」 ・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」⇒「その他」

・主たる理由ひとつの単数回答 ⇒ 当てはまる細項目を複数選ぶ複数回答

第3期(9→10細項目)

・追加 ⇒ 「育児不安・負担感」

※項目「出産の場所」の細項目整理

第3期において下記のとおり整理した。細項目数に変動はない。

・医療機関 → 病院、助産院等での出産 ・医療機関(推測) → 子どもの状態から医療機関と推測されるもの

・自宅 → 医療機関以外で、車中を除く。 ・車中 → 車中での出産 ・不明 → 不明なもの

※項目「父母等の居住地」の細項目整理

第4期において下記のとおり整理した。(10→11細項目) ・追加 ⇒ 「国外」

※項目「家庭の状況」の細項目整理

第5期において下記のとおり整理した。(2→3細項目) ・追加 ⇒ 「婚姻世帯」

※第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

熊本市要保護児童対策地域協議会
このとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏 名	役 職	分 野
部会長 山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏渕	熊本県養護協議会会長 (福) 龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

このとりのゆりかご第5期検証報告書【概要版】

令和3年6月発行

熊本市健康福祉局子ども未来部子ども政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電話 096-328-2156 FAX 096-351-2183
電子メール kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp